

Title	十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策：ロルフ・ゾンネマン著「1879年から1892年までのドイツ鉄鋼業の独占化にたいする保護関税の成果」の紹介
Sub Title	The German monopoly capital and protective duties policy in the latter years of the 19th century Rolf Sonnemann; Die Auswirkungen des Schutzzolls auf die Monopolisierung der deutschen Eisen und Stahlindustrie 1879-1892
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.12 (1961. 12) ,p.1077(41)- 1086(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19611201-0041
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611201-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611201-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

数の企業者によってもたらされたものであるから、個々の設備は産業需要に比べればきわめて大規模であるというわけにはゆかず、したがって、最適規模の平均費用も産業全体の見地からは十分に低いとはいえない。しばしば二重投資とよばれるものはおそらくこのことであって、産業政策の見地からは、産業内における企業者数が重要なものこのためである。しかし、この問題はまた別個の厚生分析を要するところである。

付記 このノオトは「設備規模と市場競争——過剰能力説の展開」本誌第五三巻・一〇・一一合併号との関連において書かれたものである。したがって、その論文ならびにそれに掲載した参考文献を参照せられたい。

資料

十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策

ロルフ・ゾンネマン著「一八七九年から一八九二年までのドイツ鉄鋼業の独占化にたいする保護関税の成果」(Rolf Sonnemann; Die Auswirkungen des Schutzzolls auf die Monopolisierung der deutschen Eisen und Stahlindustrie 1879—1892, [Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Schriften des Instituts für Geschichte, Reihe I: Allgemeine und deutsche Geschichte, Band 9] Akademie-Verlag Berlin, 1960.) の紹介

飯田 鼎

ふたつのドイツの存在をめぐる民族的悲劇について、ジャーナリズムは、あたかもこの歴史的現実が何か不自然なものであり、米・ソ二大国の政策の「かけひき」だけに利用されているかのような印象を強調することによって、「自由の砦」西ベルリンの価値、その悲愴な姿を浮き彫りにしようとしている。しかしわたくしはドイツにおけるふたつの異なった政治体制の併存、ドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国の共存は、敵として動かすべからざる事実であると考

十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策

える。もしこれが、ドイツ民族にとって耐えがたい悲劇であり、国土の三分の一が、共産主義圏に入ることには限りない屈辱を、西ドイツの指導者が感ずるとしても、これはまさに、イギリスの將軍モンゴメリーが述べたように「第二次世界大戦の「火つけ役」ドイツが身をもってあがなわなければならぬ犠牲」であり、誰の罪でもない、ドイツ人自身の責任であるといわなければならないからである。西欧陣営は果して、心の奥底から、東西ドイツの統一——たとえばそれが、アデナウアー首相のとなえるように自由選挙によるう

とも、あるいはまたフルンショフ首相が主張しているように、二つの国家連合という形においてであれ——を欲しているのだろうか。周知のように、奇蹟的な繁栄を背景として、西ドイツはすでに北大西洋条約機構における中核的な地歩をしめ、核武装にふみきろうとしている事実を冷静に観察するならば、二度までも世界大戦をひきおこすに至ったドイツは、それがもし西欧側の希望するような条件で統一されることを仮定したとしても、三たび世界戦争への危険な立役者にならないという保証はどこにもないことを知るであろう。異なる体制の二つのドイツが併存することは、それ自体としてはまことに忍びがたい「民族の悲劇」ではあろうけれども、こうした歴史的な意義をもつものである限り、厳粛な事実として認められねばならない。

西ドイツのめざましい復興は、第二次世界大戦後における世界独占資本の再編成の過程において、とくにアメリカ独占資本によるヨーロッパ資本主義の再建政策としてのマーシャル・プラン以後、急速におしすすめられたものであることは、まったく異なる状況と異なった意図によるものであれ、第一次世界大戦後のワイマール共和国におけるドイツ独占資本復興のための政策としてのドーズ案と対比した場合、歴史の教訓の深刻さをわれわれに訴えかけずにはおかない。戦後、こうした意味もあつてか、ドイツ民主共和国においては、独占資本主義ないし帝国主義にかなする理論的・歴史的研究がかなり盛んにおこなわれている。

さしあたり、クチンスキー教授の二巻にわたる歴大なる労作「ド

が本書をとりあげたのもドイツ資本主義の特殊性によって規定される独占資本の形成が、どのような仕方であつたとげられたかというもつとも具体的な問題意識に支えられたものであることを予めおことわりしておく。

二

本書は、つぎのような内容から成っている。

第一章 序論。

第二章 保護関税と独占との相互作用。

第三章 ドイツ鉄鋼産業における独占形成にたいする保護関税の影響。

第四章 総合的な評価、研究成果の叙述、附録。

著者はまず、序論において、本書は一八七三年の周期的恐慌を契機として、「いかに明白な方法において、ビスマルクの首相時代の保護関税の経済政策が、ドイツ資本主義の帝国主義への急速な移行に影響をあたえたか、ないし保護関税が、急速な独占化にたいして決定的な役割を果たしたということが妥当であるかどうかということ、明らかにするものである」ことを強調し、この目的のために鉄鋼業を選んだ理由につき、つぎのようにのべている。

(一) 製鉄業においては、もっとも早い時期に、独占化の傾向があらわれ、この製鉄業の大産業資本家が、保護関税運動において、決定的な役割を果たしたこと。

(二) 製鉄業部門は、全工業生産部門の基礎のひとつとして、大き

十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策

「ドイツ帝国主義史研究」(Jurgen Kuczynski: Studien zur Geschichte des deutschen Imperialismus. Band I—Monopole und Unternehmerverhaende, Band II—Propagandaorganisation des Monopolkapitals, 1948—1950.) があげられるが、これに刺戟され、あるいはクチンスキー教授に指導されて非常に有益な研究があらわれつつある。たとえば寡聞な筆者の眼にとまったところでは、マルティン・シュミットの「一九三一年における電気産業株式会社における取引」(Martin Schmidt: Die BEWAG—Transaktion im Jahre 1931—Eine Studie zur Geschichte des deutschen Finanzkapitals, 1957.) や「ケルニヒの「ドイツ社会民主党と経済独占の到来」(Erika König: Die deutsche Sozialdemokratie und die aufkommenden Wirtschaftsmonopole, 1958.) などであるが、ここにとりあげたゾンネマンの「一八七九年から一八九〇年までのドイツ鉄鋼業の独占化にたいする保護関税の成果」は、クチンスキー教授を中心とする人々の研究とは別の、ハレ大学におけるギエルズイベン教授(Prof. Gierspen)およびボンディ教授(Prof. Bondi)の指導のもとにおこなわれたのであるが、研究の志向する方向としては同じであると思われる。最近、わが国でも、ドイツ独占資本の研究にかなするすぐれた業績があいついであらわれていることは、まことに喜ばしいし、十九世紀末、独占資本主義形成期におけるドイツ社会民主党と労働運動との関係——従つてそれは帝国主義形成期における社会民主主義運動の理論的究明につながるものであるが——に関心をもつ者にとっては、これらの研究は絶対に必要な前提であると考えられる。従つて筆者

な影響を加工業に及ぼし、後者は、前者に依存していたこと。

(三) 兵器産業と軍国主義化が、そのなかにその物質的な基礎を見出したこと(S. 8)。

著者の態度は、レーニンによるドイツ帝国主義にたいする有名な規定、「ユンカー的・ブルジョア的」帝国主義 („Junkerlich-bourgeoisien Imperialismus) に基本的に一致しつつ、その性格にいちじるしく特徴づけ、刻印せしめたマルクマールについて、つまり、帝国主義に関係ある新しい経済的な諸現象やもろもろの範疇の多様性から問題を探求しようというのである。

本研究の要点、その方法的弱点にたいする批判は最後にゆずるとして、その内容をできるだけ詳細に紹介し、問題点をめぐり出さなければならぬ。

著者によれば、一八七一年の普仏戦争の勝利のドイツ資本主義史上における意義は、賠償金による急速な資本の蓄積を促し、その結果として、国民的市場の創出があげられているが、これについて、レーニンは、「(一)独占の歴史を、一八六〇年代と一八七〇年代——自由競争の発展の最高の、極限の段階。独占はやつとみとめられるくらしい萌芽にすぎない。(二)一八七三年の恐慌以後、カルテルが広汎に発展したが、なおそれは例外にすぎない。それはまだ強固でなく、まだ過渡的な現象にすぎない。(三)十九世紀末の好景気と一九〇〇—一九〇三年の恐慌。カルテルは全経済生活の基礎の一つとなる。資本主義は帝国主義に転化したのである」と指摘している。レーニンによれば、この時期、つまり本研究が対象としている一八七九年

から一八九二年までの十三年は、丁度第二期の後年から第三期のはじめの数年にわたる時期であり、「カルテルは広汎に発展した」が、なおそれは「例外にすぎない」というのであった。そこでこの「広汎に発展したが、しかし例外にすぎない独占化が、重工業の基幹部門ともいべき鉄鋼業にどのような規模で発展したであろうか。その諸特徴は何かというに、一八七一年から七三年までの分析によれば、生産財生産部門では総計一六九〇、五百万マルクに達する三七八の企業が建設されたのに反し、消費財生産部門においては、総計二三一、六百万マルクの資本をもつ一八五の企業が建設されたといわれ、生産財生産部門の圧倒的優位が目立ったのである。これはひとつには、フランスからの賠償金が、主として生産財生産部門に流れこみ、とりわけ軍需品生産部門の膨脹を来したことによるものであった。しかし、それにもかかわらず、重工業の発展は、一八六八年から七八年のドイツの工業生産が、一八五一年から六〇年までの十年間に相当する生産の三分の一にしか当らなかったことは注目すべきである。要するに著者によれば、この時期の工業生産の重要な特徴は、国民総工業生産における第一次生産部門（生産財生産部門）と消費財生産部門（第二次生産部門）との間の断層の拡大、従って一八六〇年代以来、生産財生産の急激な発展、石炭および鋼鉄の生産の異常な増加をみたことである（第一表）。

またクチンスキーの掲げる統計によれば、一八七〇年と一八八〇年とを比較した場合、恐慌を中にはさんだにもかかわらず、両年度とも世界の工業生産の一三パーセントとコンスタントな安定した地位をしめたのに反し、アメリカは二三パーセントから二八パーセントに、イギリスは三二パーセントから二八パーセント、フランスは一〇パーセントというように増加または減少している。とくにアメリカの工業生産の上昇とイギリスの減退はまことに対照的である。いまひとつ一八七〇年代における独占化を促したものととして、巨大経営と金融資本の結びつきの強化があげられる。一八七〇年代におけるドイツ銀行および商業割引銀行の建設、株式会社の発展は、たとえばプロイセンにおいては、一八五一年から七〇年までの間に二九五の株式会社の建設、さらに一八七〇年から七四年までの間極めて短い期間に、八七五の株式会社の新設をみちびいたいわゆる泡油会社濫立時代（Gründerjahre）と相まって、株式の値上りをまっ新しい株式会社、投機によって法外な利益を獲得しようとする支配階級（ブルジョアジーおよびユンカー）にたいして、資本蓄積の好機をあたえた。

一八七三年の恐慌勃発の直前、ドイツ帝国議会は、一八七三年十月一日をもって、鉄鉄について、関税は中止され、鉄製品にたいす

第一表

年代	鉄工業生産 (単位百万トン)	石炭 (単位百万トン)	鉄 (単位千トン)	鋼鉄 (単位千トン)
一八七〇	二六・四	一三四六	一七〇	
一八七一	二九・四	一四九二	二五一	
一八七二	三三・三	一九二七	二八六	
一八七三	三六・四	二一七四	三一〇	

の輸出の増大、鉄鉄の生産の増加にもかかわらず、ドイツの市場は、英国の鉄鉄が氾濫し（第二表参照）、関税障壁によって競争は排除されなければならなかった（S. 17）。

る関税も、若干の例外を除いて一八七七年一月一日以後適用されないうという、関税撤廃の法律を通過させ、ドイツ帝国の経済政策は、自由貿易の方向に進むかにみえたが、長くはつづかず、一八七九年ドイツは、高保護関税制度 (der System des Hoehschutzzoll) に転換した。著者によれば、ひとたび自由貿易主義に転じながら、再転して高関税政策に政府を向わしめた契機は、製鉄業であったというのである。外国、とくにイギリス製鉄業との競争が、これに拍車をかけたのであった。著者によれば、ドイツにとって、まさに自由貿易が必要と思われたときに、保護関税を求めざるをえなかったのだ（S. 15）。

一八七〇年代、ドイツは、外国に一八パーセントから一九パーセントの鉄鉄の輸入を仰いだが、泡油創業の時期というべき一八七三年には総需要の二五パーセントを仰ぐに至った。そして恐慌の勃発後もこの傾向はかわらず、一八七四年から七五年にかけては、二四パーセントから二三パーセントと減少したが、それはあたかも一時的な関税撤廃と時を同じくしていたため、ドイツ製鉄業は世界市場におけるはげしい競争にさらされたのであった。

一八六七年、鉄および鉄製品の輸出は、鉄鉄を別とすれば、一八三七年以来はじめて鉄の消費総額の一〇パーセントの高さに達し、一八六八年から一八七三年までの間に一八パーセントから二〇パーセントに、一八七四年から一八七六年までの間に一五パーセントから二五パーセントにのぼった。そして国内での鉄の消費高は、一八六五年から一八七三年までの間に一六パーセント上った。鉄製品

十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策

第二表

年代	鉄鉄生産額	輸入	生産の輸入に対する関係
一八七三	二、一七四	六九〇	三・一パーセント
一八七四	一、八三六	三八三	四・八
一八七五	一、九八一	四三六	四・五
一八七六	一、八〇一	四一一	四・四
一八七七	一、八九九	三七八	五・〇
一八七八	二、一一九	三三〇	六・四

一八七四年が、生産および輸入とも激減しているのは、恐慌の影響を示すものであり、鉄鉄の輸入は減少しているのであるが、しかし依然として英国からの鉄鉄の輸入が圧倒的な比重を占めていたことを考えると、ドイツ製鉄業にとっては必ずしも安心すべきことではなかった。たとえば、ゼーリング (M. Seering) の掲げる製鉄工場（鑄鉄・鋼鉄）統計によれば、これらの企業の鉄鉄の総消費量における国内および国外の鉄鉄の割合を示すならば、一八七一年から七六年までの間に、鑄鉄工場には平均七五パーセント、鋼鉄工場は二〇パーセント、金属圧延機に三〇パーセント、これらの加工された鑄鉄が外国から輸入されたのであるが、さらにゼーリングによれば、英国製の鑄鉄は、一八七三年—五〇パーセント、一八七四年

——八〇パーセント、一八七五年——七五パーセント、一八七六年——七〇パーセントというように、一八七〇年代においては、英国からの鑄鉄の輸入はかなり高い比率を占めていたことが注目される。ドイツにおいては、良質の鑄鉄を生産することができるようになったのは、一八八〇年代から九〇年代にかけてであつて、しかもそれさえ、ドイツにおいては、少数の熔鉱炉工場においてのみ生産されたにすぎないので、七〇パーセントは輸入にまたなければならず、従つて、外国とくにイギリスとの間にはげしい競争に入らなければならなかつた。

一八七三年から一八七八年および七九年までの数年間は、独占形成の初期的な段階であり、とくに一八七四年の危機の経過してはじめて、ドイツ帝国の経済政策は、保護関税の強化にカルテル結成を通じての独占形成の方向へ歩み出すのであるが、著者によれば、こうした表面的な現象の背後に、一八七八年、当時、帝国議会のかなり多くの議員が、自由貿易主義派であつたにもかかわらず、やがて保護関税を要求する多数派の前に屈服しなければならなかつた。この関係においては、一八七三年から一八七八年および七九年までの数年は、つぎのようないちじるしい特徴をもつて、きわ立っているのである。

- (一) まずまず発展するあらゆるデマゴギーのあらゆる手段をもつておこなう保護関税の方向を志向する大ブルジョアジーと企業連合における組織的集約。
- (二) 極端な自由貿易から高度の保護関税へのユンカーの政策的な

一マルクの輸入税が課せられて販売されることとなつた。

このような新しい税率のもとに鉄鋼産業がおかれるとすれば、つぎのようなことが結果として生ずる。すなわち、

- (a) ドイツ製鉄業は、その輸出を増大させつつも、鉄加工業の激増する需要を充たすためには、どうしても鉄鉄が輸入されなければならなかつた。しかしそのためには、ドイツの鋼鉄および圧延工場の利益のために、鑄鉄ないし鉄鉄の価格を低くおさえられなければならなかつた。たとえば、一八七六年から一八七九年までの数年において、イングランドないし、スコットランドで定められた鉄鉄の価格を一〇キログラムあたり一マルクのドイツの鉄鉄の関税と比較するならば、つまりつぎのことが明らかになる。スコットランドの鉄鉄の場合は、平均価格の一九パーセントの関税がかかつており、クリーヴランドの鉄は八パーセントであつたといわれる。このようにして、一八七九年以前の鉄鉄の生産、輸入および輸出もあるいはまた保護関税の導入後のそれらの発展を考慮した場合に、国内市场における鉄鉄価格の騰貴こそ唯一の目的であり、部分的にはまたこの高保護関税の結果でもあつた。

(b) 関税率の6bから6dまでの項目にふくまれる鍊鉄および鑄鉄にたいする関税は、平均一五パーセントから二〇パーセントであり、レールの場合には、生産物価格の二五パーセントに達した。

(c) 関税率の第六項に該当する鉄製品は、大体において、生産、輸出および輸入から当然出て来るをえない貿易政策上の諸要求に到底応ずるものではない。すなわち鉄製品はいかなる保護関

移行と、その要求貫徹のための組織の形成。

(三) 保護関税のなかで確証された大土地所有者と産業資本の連合、その勝利のための二つのグループの漸次的接近。

四 経済政策の問題をめぐる協定、とくにユンカーのもつとも反動的な代表者とビスマルクとの密接な協同における国家機関の直接的介入。

(四) ユンカーの支柱としてのビスマルクおよびドイツ皇帝にたいする鉄鋼業資本の誘惑、保護関税主義者グループへのその抱き込み。

(五) 反動的な保護関税要求の妨害されざる実現を目的として、ドイツ社会民主党に反対する搾取グループの二つの党派（ユンカーおよび独占的な産業資本家）の共同の闘争。

以上のような一八七三年から一八七八一七九年に至る時期の分析は、いささか抽象的であり、それらの政策がどのように具体的に展開されたかは、ひとつの問題であるが、ともかく支配階級内部において、異常なげしさをもちおこなわれたさまざまなグループの間における「かけひき」、とりわけ社会民主党にたいする反対工作の結果は、一八七九年七月十五日の関税率立法であつた。

それによれば、新しい関税率は、一八七九年七月の立法によって成立し、ドイツの関税地域の関税率および関税の収益にかんして、一八八〇年一月一日から効力を発した。第一章第一項および第二項によれば、一八七九年十月一日から、若干の商品については関税はひき上げられねばならず、鉄鉄については、百キログラムについて

税をも必要としなかつたのである。

著者はさらに保護関税の反人民的な性格を暴露するためにまずつぎのようにのべている。「保護関税という概念は、商品、貨幣、価値および資本というような経済学上の範疇ではなく、一国の資本主義の発展段階の解明と、それにさまざまな形で影響を及ぼす他国の諸関係を明らかにすることなくしては理解できない」と(S. 22)。「さきにも述べたように、一八七九年恐慌のドイツ関税政策における完全な政策転換は、一方におけるユンカーの農業市場における危機と他方、大ブルジョアジーの反動的な一部（鉄鋼および繊維産業資本家）の圧力によるものであり、一八七九年における保護関税率の制定は、この両者の希望をみたすものであつた。

しかし労働者階級は、自由貿易の支持という形で大土地所有者と産業資本家との対立に波紋を投じ、これを指導するドイツ社会民主党は自由貿易政策の支持を、「国民労働の保護」(Schutz der nationalen Arbeit) というスローガンを掲げて決定したのであつた。産業ブルジョアジーが、地主的利益の保証ともいへべき殺物法撤廃の運動に、労働者階級の勢力を動員することができた英国の場合と事情は若干似かよつていたにしても、ブルジョアジーの運動のお先棒をかつぐ愚を指摘し、自由貿易と保護関税の問題は、資本家的生産のなかで動くのであつて、社会主義者の利益にはならないことを指摘した。ただ社会主義者は、つぎの点にかんする限り関心をもち、すなわち生産の発展が結局袋小路に追いこまれる限りにおいてである。結局自由貿易も保護貿易も労働者階級を制するものではないと

いのである。当時のドイツ社会民主党の指導者カウツキーも、この立場をとり、保護貿易は、資本主義制度の搾取的な傾向を最高度にたかめようとするものであったことを主張し、ブルジョア的な経済学者ディツェル(Dietel)も、部分的には保護関税によって条件づけられる独占的な組織の成立は、必然的に階級闘争を激化させずにはおかないことを否定しなかつたのである。

これを要するに、資本主義社会の打倒こそ最終の目標であるプロレタリアートおよび社会主義者にとつて、帝国主義への移行にとともなう、保護関税の要求は、プロレタリアートを克服しようとする階級、つまりブルジョアジーの力の強化に導くのであるが、保護関税に賛成することは、独占を援けることであり、従つて重工業資本家の利益に役立つにすぎないことを知つた労働者階級は、必ずしも「安価なパン」もしくは「国民の労働の擁護」に役立つとも思われない自由貿易に賛成したのである。それでは保護関税と独占との関係、その相互作用とは何か。

三

著者によれば、自由競争から帝国主義への移行の段階において、保護関税が独占の加速度的な創出のために果たした役割についてつぎのようにのべている。外国製品の排除、資本家の数の制限ないし減少することを通じて与えられた国内市場において、自由取引のもとに競争すること。従つて少数者の独占的利益の擁護に奉仕するものであり、小企業は圧倒的な不利を蒙るといふのであるが、これはき

わめて常識的な解釈である。著者は、製鉄業におけるカルテル運動の二つの異なる領域として、(一)鉄部門、(二)鉄加工部門とを區別し、強力なカルテルが出現したのは主として鉄製造部門であったという。一八七九年から一八八二年までの間におけるカルテルの異常な発展は、保護関税の結果であるばかりでなく、独占化および生産の急速な上昇によつて、とくに製鉄業の場合は、トーマス・ギルクリスト法の導入があつて力があつた。一般に、原料および半製品の資本家にたいする関税による保護がたかまればたかまるほど、加工産業部門の前者にたいする依存度が強まり、その結果として富および社会的経済的偏差および分極化傾向が濃厚となる。かくして独占価格形成のために、独占の力によりすべての商品の価格の総額とすべての非独占商品の価格の差をできるだけ高くすることに力が注がれることになる。これを実現する過程のなかで当然労働者階級の闘争力の問題、剰余価値の再分配を狙う独占体相互の争いが表面化せざるをえないが、独占資本家が、何よりも保護関税を求めるのは、それが独占形成にもっとも有利な条件をつくり出し、関税を高くすることを通じて、超過利潤を大きくするを目的としているからにはかならない。従つて鉄鋼業の場合、高保護関税政策との結びつき、関税によつて人為的に鋼材の価格がたかめられるとすれば、海外の輸出市場においてドイツ機械産業は振わなくなるという重大な結果をもたらすのである。

そして、保護関税政策がドイツ帝国の経済政策の重要な一部を形成したことを示す一八七九年の保護関税立法の結果は、ドイツの国

際競争力は弱められ、基礎資材産業の独占化の犠牲となつた完成品製造業者の不満が激化するようになり、帝国主義特有の寄生的性格が目立ってきた。一九〇六年、とき的首相フン・ビロー(Hugo Bulow)は、何らかの対策を考えざるをえなかつた。そこで外国の競争者に売る場合よりも、カルテルから高く原料を買い入れなければならぬ製造業者にたいしては、外国へのその製品の販売の場合には補償するという慣例が、一八九〇年代には、ひとつの恒常的な制度となつたのであつた。ただその場合、カルテルの規定としては、口頭の契約によつて、かかる補償は、こうした組合(Verbanden)に加入した購入者のみ支払うべきであるとされた。これは鉄鋼組合連合の理事シャルテンブランド(Schaltenbrandt)がのべているように、独占体はこの組合をもつて、その半製品の確実な顧客としてとどめておこうとした。このような半製品消費者と鉄鋼カルテルとの結びつきを、「それに限定した独占形成」(„darum begrenzt monopolbildend“)と呼んだ。なぜならそれは、ほとんどの場合、独占的な団体への加入を許されなかつたのである。従つて、この両者すなわち原料生産者および半製品製造業者と完成品生産者との間の関係は一層悪くなり、その矛盾はさらに激化せざるをえなくなる悪循環がはじまる。しかしこのような深刻な矛盾にもかかわらず、カルテルが、世界の市場価格を超える国内価格のつり上げを通じて超過利潤を実現せしめ、矛盾をさらに拡大させてゆく。保護関税と独占との相互関係からえられた認識を、著者はつぎの四つのテーゼに総括している。

十九世紀末におけるドイツ独占資本と保護関税政策

- (一) 独占形成の客観的な過程は、自由競争の段階から帝国主義段階への移行の場合に、国内市場から外国の競争を排除することを通じて速められる。商品の販売をめぐって闘争する経営者数の目立った減少は、独占的な団体への加入のための重要な前提条件である。そしてその独占的な団体は、独占化の初期の段階においては、カルテルおよびシンジケートの形であらわれる。
- (二) またすでに存在している基礎資材産業の独占は、独占組織のなかに加入するようになり買手に求めることを通じて(独占形成の客観的な形成は速められる)。この傾向の根拠は、つぎのような事実に存している。すなわち、保護関税によつて優遇された重工業の独占は、それによつてつくられた商品の価格を無法にひき上げることである。この独占価格を避けるために、次位の生産段階の経営者は、自分の企業を「純粋」の工場からいわゆるコンピネーションに転換させようと努力する。ここに、コンツェルンおよびトラスト成立の出発点がある。
- (三) カルテルおよびシンジケートの輸出補償金の結果として(独占形成の客観的な過程は速められた)。なぜならば、この独占的な組織は、一般にこのような輸出補助金および輸出奨励金を組合に支払つたからである。
- (四) 超過利潤によつて(独占形成の客観的な過程が速められる)。独占化されていない、もしくは独占化しがたい産業の資本家は、保護関税によつて保護された資材産業の独占体とその超過利潤を支払わなければならない。

従つて、反動的な保護関税政策と独占体との相互関係については、著者によれば、「国内における価格のひき上げ、従つて人民の、なにかんずく労働者の生計費の昂騰。国外におけるダンピングの政策、従つて、ドイツの輸出産業の外国の競争者の扶助。すなわち加工産業の原料資材および重工業部門への益々増大する依存。資本主義諸国間の諸関係の尖鋭化である。」(54)。

以上は、「一八七九年から一八九二年までのドイツ鉄鋼業の独占化にたいする保護関税の成果」と題する研究の第一章および第二章の内容の要約である。筆者は最初にのべたようにドイツ帝国主義の特殊性、そのユニカール・ブルジョアの帝国主義政策遂行のなかで、ドイツ独占資本の支柱としての鉄鋼業資本のしめる地位、その反動

的性格、そのドイツ軍国主義の物質的基礎としての軍需産業との関係についての新しい解釈、新鮮な問題提供を期待していたのであったが、読み終わったときには、本書の分析はあまりにも微視的で、しかも何かわかりきったようなことを書き列ねたやうで、いささか期待はずれの感をさけることができなかつた。そこでこのやうな中途半端なものに終らざるをえないのはまことに残念であり、読者に申しわけなく感じている次第である。とくに第三章は重要な部分であり、一たび手がけた以上是非とも紹介する義務があるのであるが、締切日もすぎても、到底まとめる気持になれないので、甚だ良心的でなく不手際ではあるけれども、このままで読者諸氏の御寛恕を請うものである。

一九六一・一〇・一八・深更一

## 江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

—武蔵国葛飾郡東葛西領の場合—

佐々木陽一郎

- 一、序
- 二、調査地の性格
- 三、農民負担の内容
- 四、村入用の内容
- 五、農業経営と階層性
- 六、結び

一、序  
徳川時代における年貢で代表される農民負担に関する研究は、徳川時代の農民的土地所有の性格規定に当り、これを封建的な農奴制的土地所有として、その封建制の確認を農民負担に求めたあたりから始まったと云えよう。更に、地租改正以降の土地所有の半封建制を、徳川時代と地租改正以後の、公租諸掛・地主作徳・耕作者取米とを比較することにより明らかにしようとする努力が試みられた。それと共に、徳川時代における農民的土地所有の性格規定の立場から、封建的貢租の賦課される「新地主」及び手作地主経営の近代性

と封建制が論争された<sup>(3)</sup>。しかし、ここではこの封建的貢租それ自体に関する分析よりも、封建的貢租の下における地主経営の近代性Ⅱ資本主義的性格の有無が論ぜられたにすぎなかつた。  
しかし、幕末維新期を日本における内発的な必然性から理解しようとする動向がこの論争の中心点であつたのであり、地主経営のブルジョワ性の検討は、商品・貨幣経済・商品生産の農村侵入即ち農業経営の貨幣経済化の吟味にその基礎を置いていた。その中で農民負担は、例えば、貨幣経済の侵入により富裕化する特殊西南日本型農業経営と、貧窮化する西南日本型農業経営の類別対比を行い、この農業経営の差は、「貧富の差別が生じて来るのは農産物収入の多少と年貢負担の軽重に淵由する」とされた戸谷氏の業績に示されるやうに、農業経営の順調な発展を阻害するものとして取扱われたのであつた<sup>(4)</sup>。そのような農業経営の諸類型の類別と共に、徳川期の基本的農業経営発展のシエーマが論ぜられ、明治維新の物質的基礎たる寄生地主制の成立条件が検討されるに至つた<sup>(5)</sup>。その際、寄生地主が農村の一定のブルジョワ発展の所産であるが、例えば、「領主と金融